

議案第 4 0 号

愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項及び第 2 9 1 条の 1 1 の規定により、愛知県後期高齢者医療広域連合規約（平成 1 9 年 3 月 2 0 日愛知県知事許可）を次のとおり変更することについて、議決を求める。

令和 6 年 6 月 3 日提出

大 口 町 長 鈴 木 雅 博

（提案理由）

この案を提出するのは、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、現行の被保険者証が令和 6 年 1 2 月 2 日以降発行されなくなることに伴い、この規約の一部を変更するため必要があるからである。

愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

愛知県後期高齢者医療広域連合規約（平成１９年３月２０日愛知県知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第１中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和６年１２月２日から施行する。

愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更新旧対照表

新	旧
別表第 1（第 4 条関係）	別表第 1（第 4 条関係）
1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付	1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付
2 <u>資格確認書等</u> の引渡し	2 <u>被保険者証及び資格証明書</u> の引渡し
3 <u>資格確認書等</u> の返還の受付	3 <u>被保険者証及び資格証明書</u> の返還の受付
4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し	4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し
5 保険料に関する申請の受付	5 保険料に関する申請の受付
6 上記事務に付随する事務	6 上記事務に付随する事務

改 正 要 旨

1 改正の趣旨

令和５年６月９日に公布された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和５年法律第４８号）において、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）の一部が改正されました。

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正では、被保険者証を廃止した上で、個人番号カードによるオンライン資格確認を保険診療の基本とすること、個人番号カードの紛失、更新等によりオンライン資格確認が受けられない状況にある被保険者には資格確認書を交付する規定等が設けられました。

また、被保険者証の廃止期日は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和５年政令第３７４号）により、令和６年１２月２日とされました。

今般の法改正を受け、愛知県後期高齢者医療広域連合規約（平成１９年３月２０日愛知県知事許可）の一部を変更する必要があるところ、その変更手続きの際は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）の規定に基づき、県内の市町村議会の議決を経なければならないとされています。

2 改正の内容

愛知県後期高齢者医療広域連合規約の別表第１（第４条関係）には、後期高齢者医療制度の事務のうち、県内の市町村において行う事務が定められていますが、今般の法改正に伴い、当該事務の一部を変更します。

3 施行期日

この規約は、令和６年１２月２日から施行します。